

岩手県立療育センター一運営推進計画

令和2年3月

保健福祉部障がい保健福祉課

岩手県立療育センター運営推進計画 [目次]

第1章 計画の策定について

- 1 計画策定の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 療育センターの状況

- 1 運営理念・経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 これまでの役割・機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 利用状況の推移
 - (1) 入院の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 外来の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (3) 通所等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (4) リハビリテーションの状況・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 期待される役割

- 1 療育センターを取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 療育センターに対するニーズの状況
 - (1) 入院部門・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 外来部門・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) リハビリテーション部門・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 ニーズに対応するための具体的な方策

- 1 医師の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 看護師の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 その他コメディカルの確保・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 職員の人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 病床機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第5章 今後の運営体制

- 1 職員採用（増員）計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 職員配置計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 患者数（利用者数）の見込・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 収支シミュレーション・・・・・・・・・・・・ 17

第1章 計画の策定について

1 計画策定の必要性

近年の療育を取り巻く環境の変化に伴い、療育センターにおける受入ニーズも変化しているところであり、整備時点で想定していた以上に、肢体不自由児の受入ニーズが減少し、一方で超重症児・準超重症児等の重症心身障がい児の受入ニーズや発達障がいの診療ニーズが増加するなど、県内の障がい児療育拠点及び社会リハビリテーション拠点として、このニーズに的確に対応していくため、療育センターの運営体制を見直し、受入の充実・強化を図ることにより、本来担うべき役割や機能を果たし、さらには療育センターの安定した運営体制を構築する必要があります。

2 計画の位置付け

障がい児療育におけるニーズに的確に対応するため、療育センターにおける具体的な取組事項を定め実行することにより、岩手県保健医療計画（2018-2023）に基づく療育センターの役割や機能を発揮するとともに、県内の障がい児療育を充実させるための計画とします。

3 計画の期間

令和2年度から令和8年度までの7年間とします。

なお、国の施策や利用者の動向等、療育センターを取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 療育センターの状況

1 運営理念・経営方針

【運営理念】

- 利用児（者）一人ひとりを大切な存在としてとらえ、専門的で質の高い公平なサービスの提供を目指し、利用児（者）及び家族等に信頼される施設づくりを進めます。

【経営方針】

- 次の経営方針により、県立療育センターの運営に取り組むこととしています。

- ◆ 利用児（者）起点の安心で安全なサービスの提供に努めます。
- ◆ 人権擁護及び「障害者差別解消法」の理解と実践に努めます。
- ◆ 県内療育の拠点として施設運営の確立と推進に努めます。
- ◆ 総合的な障がい児（者）の療育相談体制と地域支援機能の充実に努めます。
- ◆ 適切な労務管理のもと、人材育成と働きがいのある職場づくりを目指します。
- ◆ 信頼される組織運営と経営基盤の安定・強化を推進します。

2 沿革

- ・ 昭和32年12月11日 肢体不自由児施設「都南学園」開設
- ・ 昭和51年8月1日 肢体不自由児者総合福祉施設「岩手県立都南の園」開設
- ・ 平成19年4月1日 県立療育センター開設
指定管理者として社会福祉法人岩手県社会福祉事業団が管理運営
- ・ 平成24年4月1日 肢体不自由児施設から医療型障害児入所施設に変更
- ・ 平成27年10月21日 新築移転工事着工（矢巾町岩手医科大学敷地内）

- ・ 平成29年10月19日 新県立療育センター竣工（建設工事完了）
- ・ 平成30年1月5日 新県立療育センター開所、事業開始

3 これまでの役割・機能

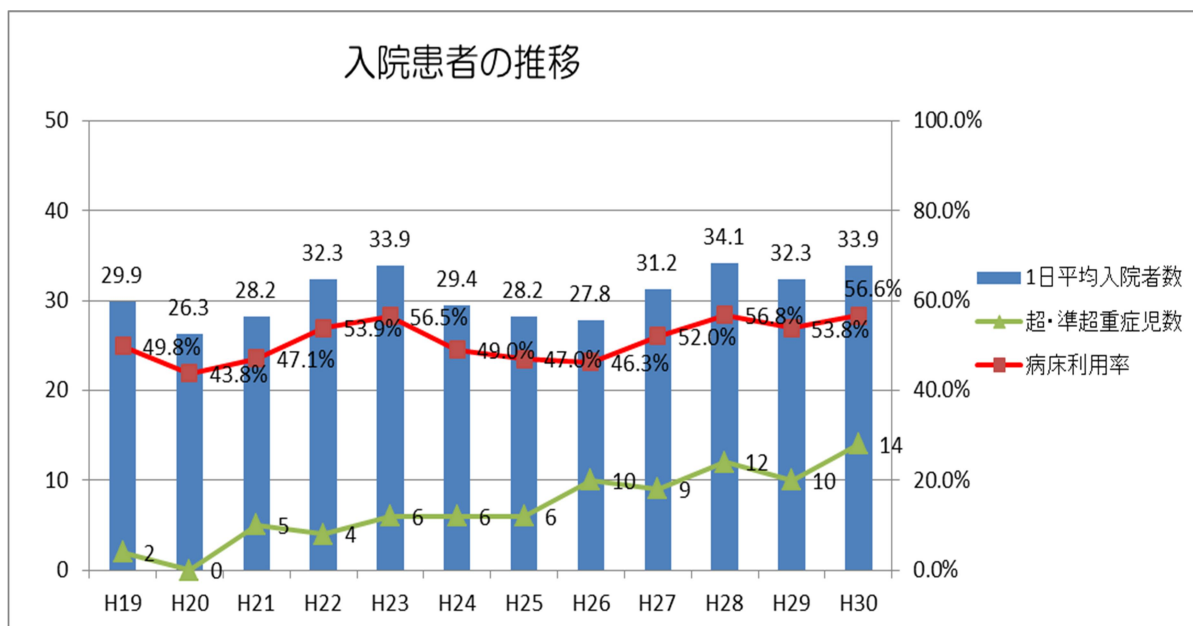
県内における障がい児療育や社会的リハビリテーションの中核施設として、医療法に基づく病院、児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設などの機能を備え、障がい者の日中活動支援について機能別に再編し、身体機能や生活機能訓練等を一体的に行うなど、障がい児療育拠点及び社会リハビリテーション拠点としての役割を担ってきたところです。

部門	機能	定員 (R1 現在)	根拠法等
入 所	肢体不自由児対応病床	30名	児童福祉法 医療法
	超重症児／準超重症児（者）対応病床	20名	
	一般対応病床 ※在宅重症児（者）病状重篤化対応、NICU 後送病床	10名	
	在宅障がい児（者）ショートステイ	短期入所 5名	障害者総合支援法
日中一時 支援 3名		地域生活支援事業	
診 療	・小児科 ・整形外科 ・児童精神科 ・歯科 ・神経内科 ・泌尿器科 ・眼科 ・耳鼻咽喉科 ・リハビリテーション科		医療法
在 宅 支 援	児童発達支援・生活介護事業所「かがやき」 ⇒ 在宅の重症心身障がい児（者）への支援	15名	児童福祉法 障害者総合支援法
	医療型児童発達支援センター「つくしんぼ」 ⇒ 就学前の手足や体幹等に障がいのある児への支援	20名	児童福祉法
相 談 支 援	岩手県発達障がい者支援センター「ウィズ」 ⇒ 在宅の発達障がい児（者）及び関係機関への支援		発達障害者支援法
	障がい児等療育支援事業		県委託事業
障 が い 者 支 援	施設入所支援	30名	障害者総合支援法
	自立訓練（機能訓練）	20名	
	自立訓練（生活訓練）	6名	
	就労移行支援	6名	

4 利用状況の推移

(1) 入院の状況

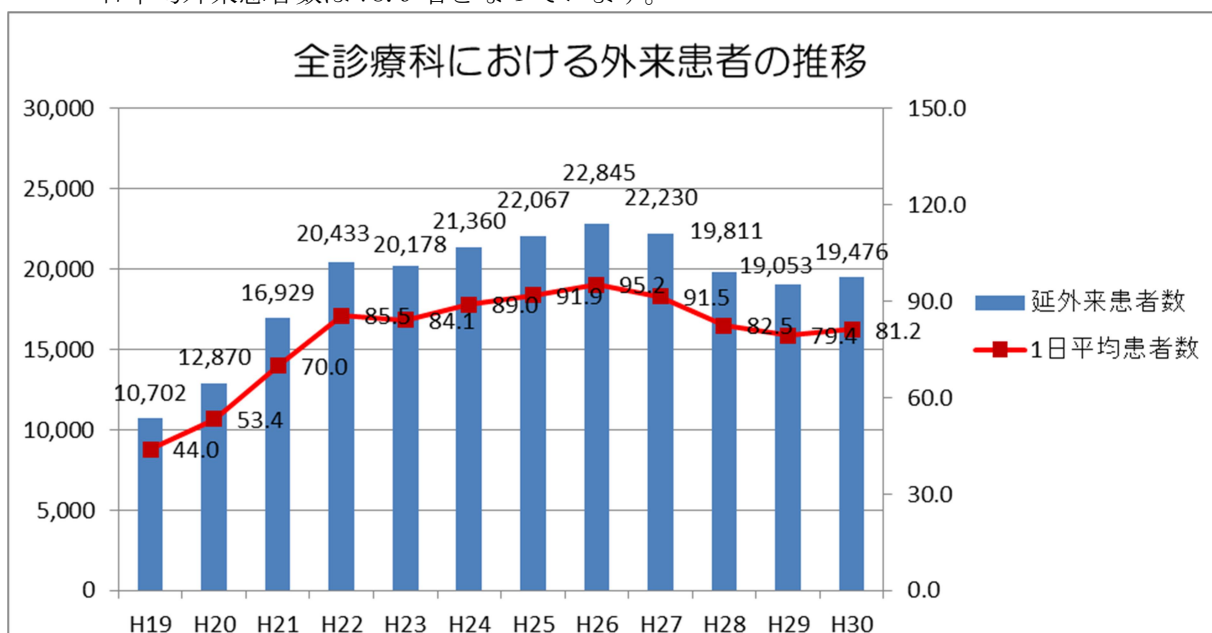
- 療育センターとして開設した平成 19 年度から平成 30 年度までの間における年間延入院患者数の平均は 11,186 名、1 日平均入院患者数 30.6 名、病床利用率 51.1% となっています。
- また、超重症児・準超重症児数については、平成 19 年度から平成 25 年度までの間は平均 4 名に対し、平成 26 年度以降は平均 11 名であり、近年では超重症児等の受入が増加しています。



(2) 外来の状況

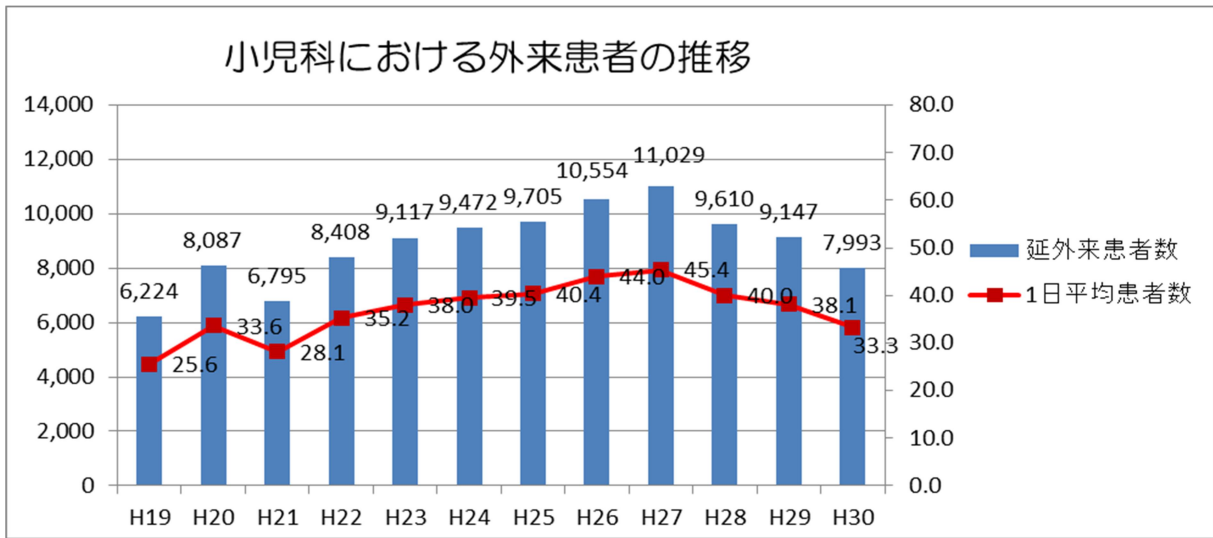
① 全体の外来患者数

- 平成 19 年度から平成 30 年度までの間における年間延外来患者数の平均は 18,996 名、1 日平均外来患者数は 78.9 名となっています。

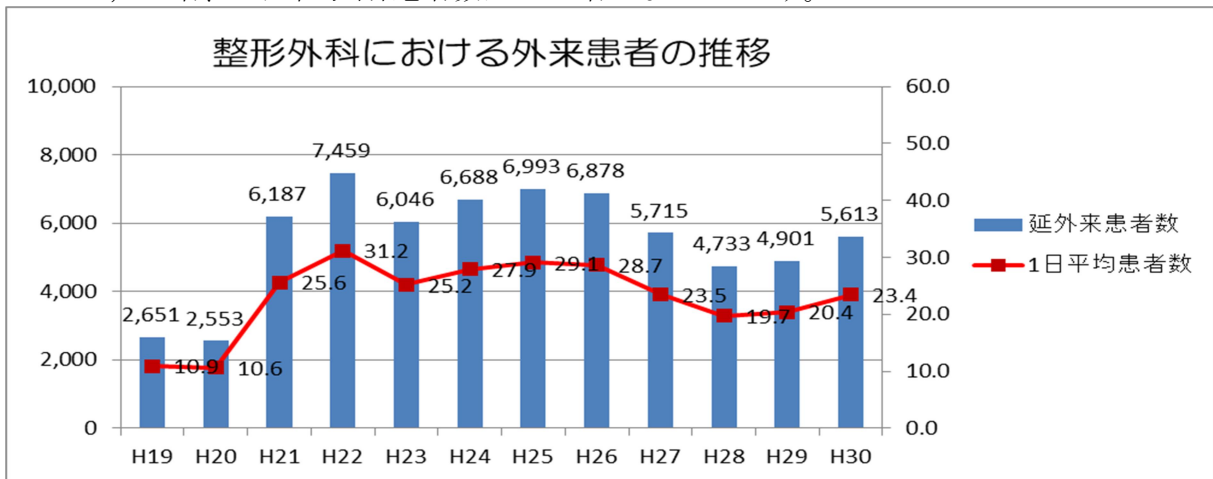


② 主要な診療科における外来患者数

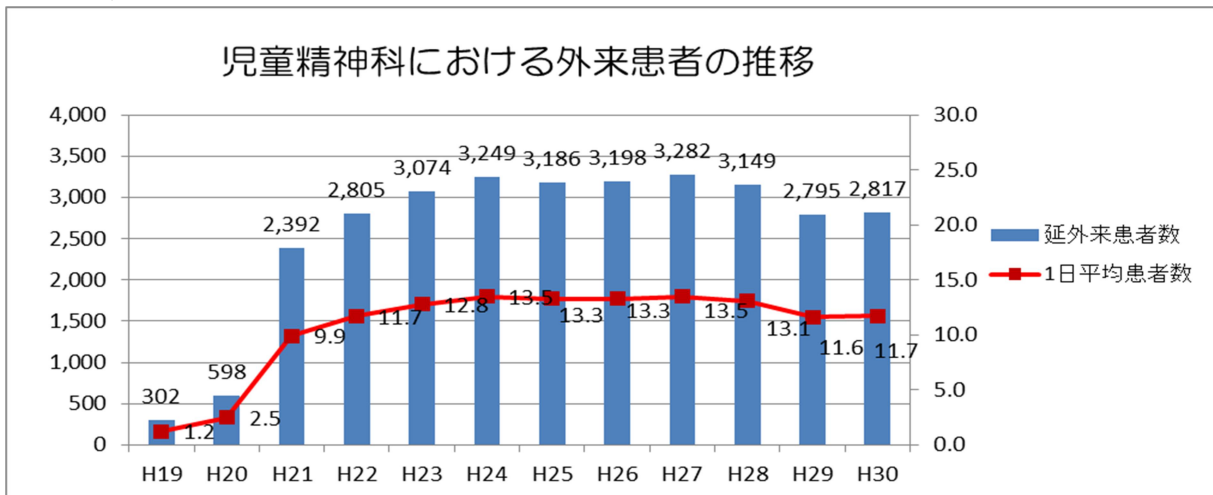
- 小児科における平成19年度から平成30年度までの間の年間延外来患者数の平均は8,845名、1日平均外来患者数は36.8名となっています。



- 整形外科における平成19年度から平成30年度までの間の年間延外来患者数の平均は5,534名、1日平均外来患者数は23.0名となっています。

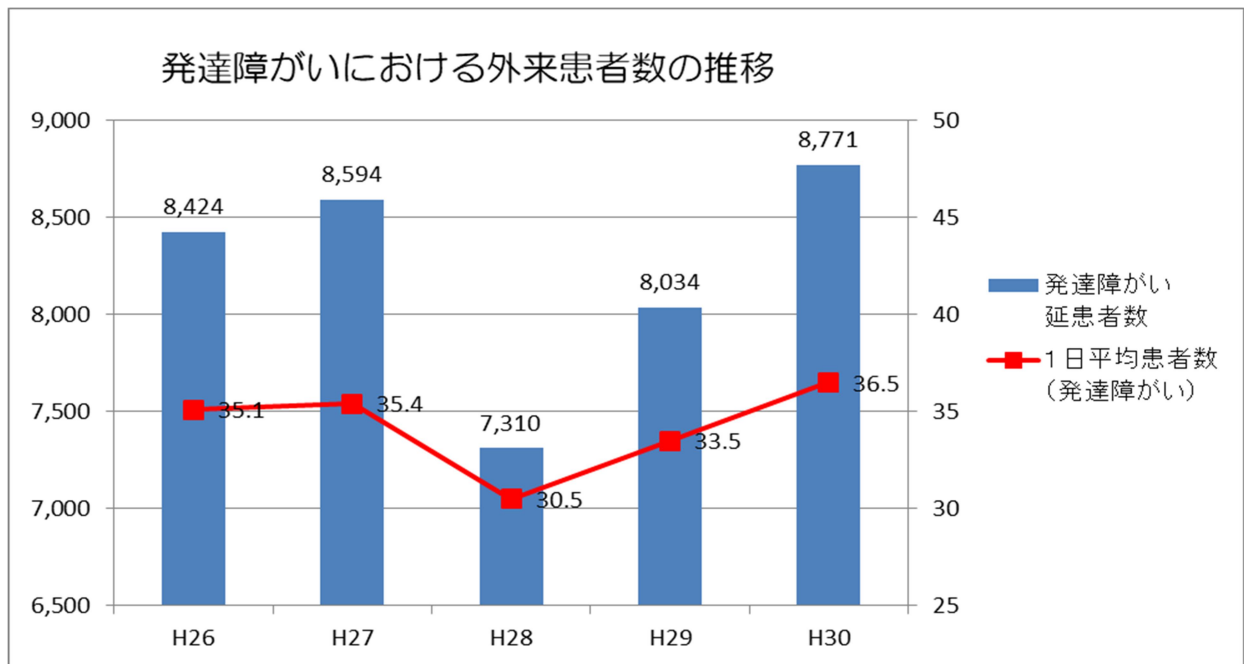


- 児童精神科における平成19年度から平成30年度までの間の年間延外来患者数の平均は2,570名、1日平均患者数は10.7名となっています。

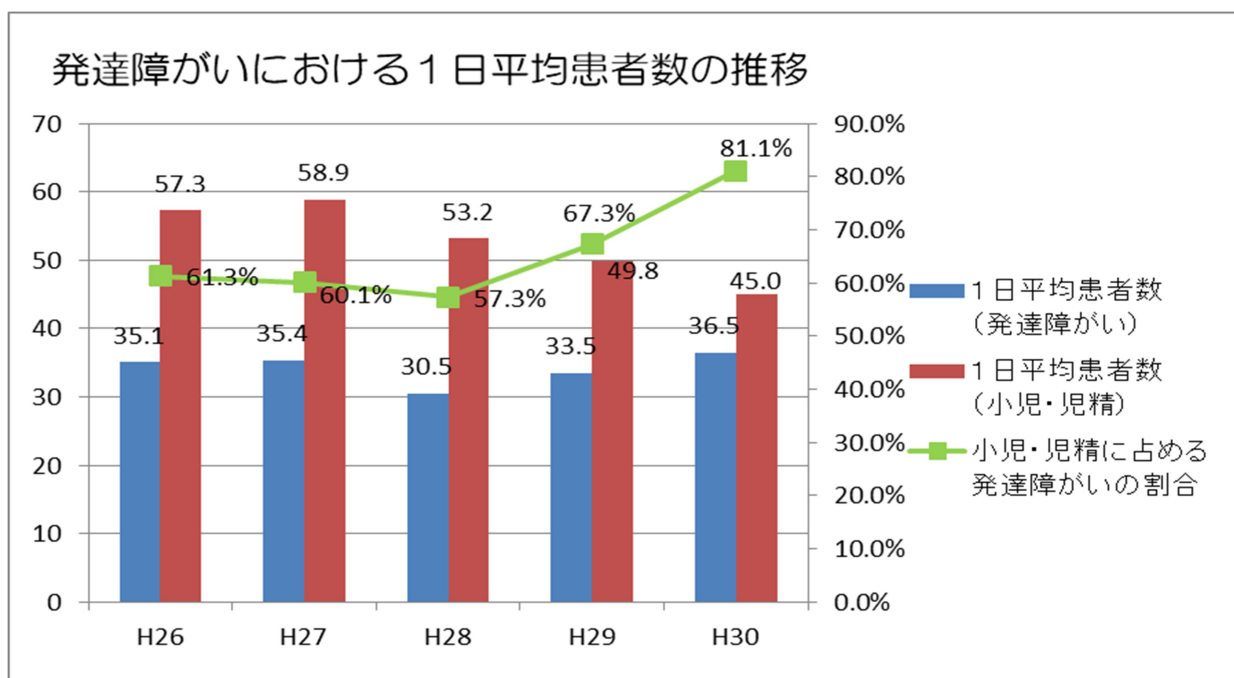


③ 発達障がいにおける外来患者数

- 発達障がいにおける平成26年度から平成30年度までの間の年間延患者数の平均は8,226名、1日平均患者数は34.1名となっています。

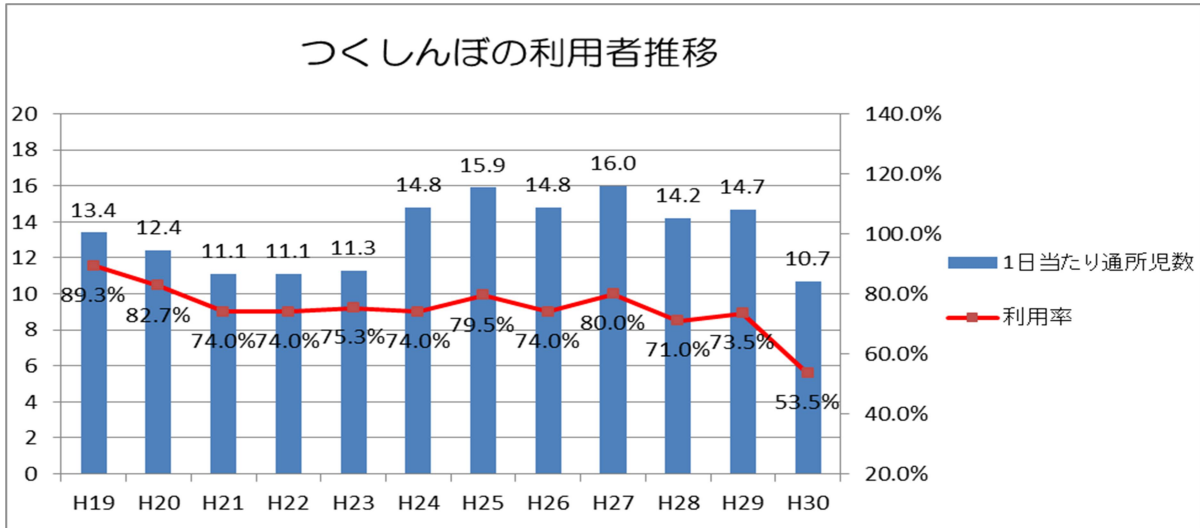


- 発達障がいの診療を担う小児科及び児童精神科を合わせた1日平均患者数並びに発達障がいの1日平均患者数の推移は次のとおりであり、平成30年度においては、小児科及び児童精神科の1日平均患者数のおよそ8割が発達障がいの診療を行っています。



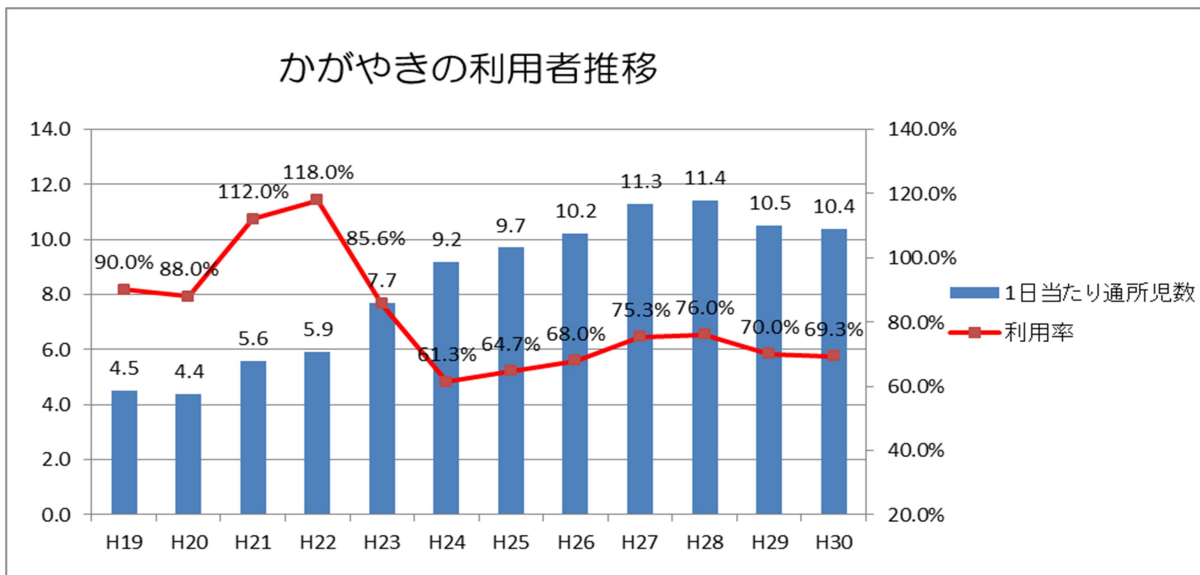
(3) 通所等の状況

- 医療型児童発達支援センター（つくしんぼ）における平成 19 年度から平成 30 年度までの間の年間延通所児数の平均は 3,006 名、1 日あたりの平均通所児数は 13.4 名となっています。
- また、現行の定員（20 名）となった平成 24 年度以降は、年間延通所児数の平均は 3,223 名、1 日あたりの平均通所児数 14.4 名となっています。



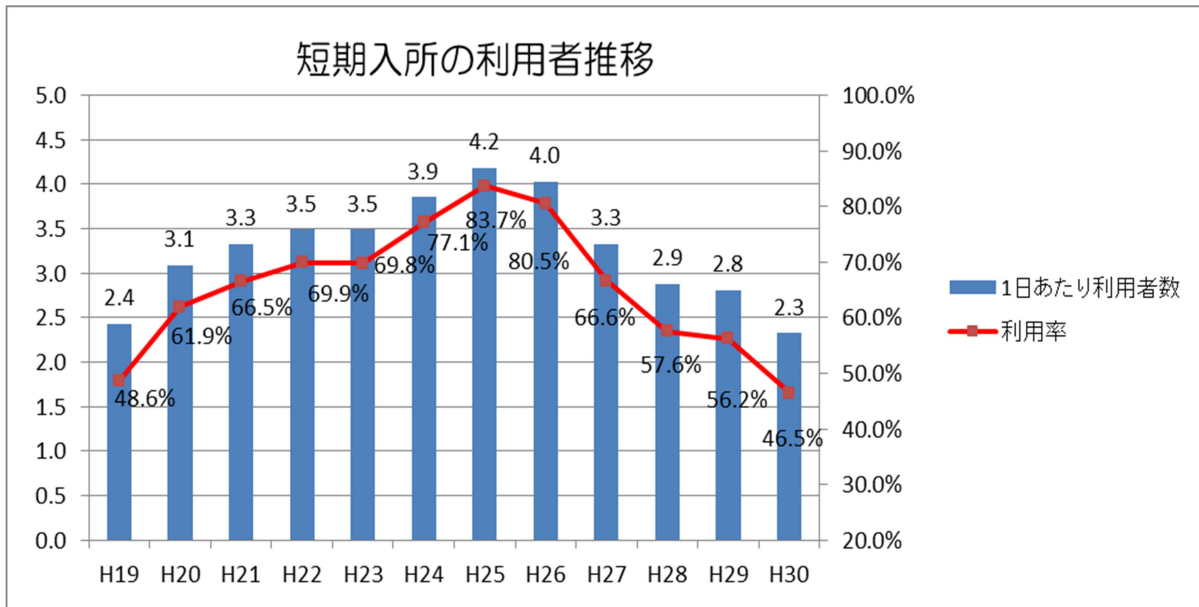
※平成 19 年度から平成 23 年度までは定員 15 名、平成 24 年度以降は定員 20 名

- 児童発達支援・生活介護事業（かがやき）における平成 19 年度から平成 30 年度までの間の年間延通所児者数の平均は 1,945 名、1 日あたりの平均通所児者数は 8.4 名となっています。
- また、現行の定員（15 名）となった平成 24 年度以降は、年間延通所児数の平均は 2,406 名、1 日あたりの平均通所児数 10.4 名となっています。



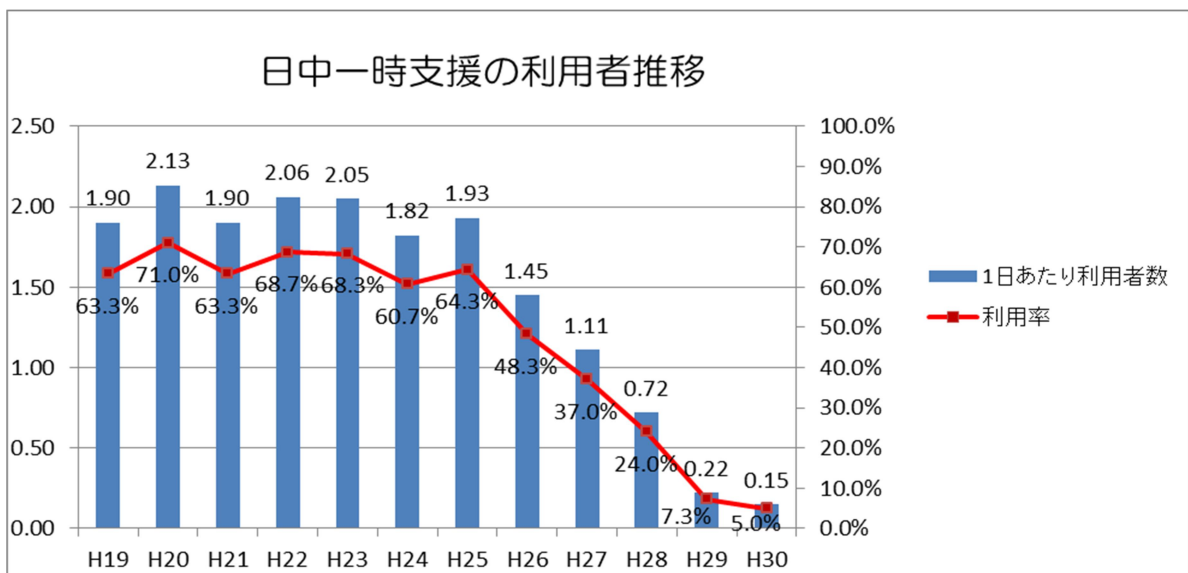
※平成 19 年度から平成 22 年度までは定員 5 名、平成 23 年度は定員 9 名、平成 24 年度以降は定員 15 名

- 医療型障害児入所施設の短期入所における平成 19 年度から平成 30 年度までの間の 1 日あたりの平均利用者数は 3.3 名、利用率 65.0%となっています。
- ただし、現在は、以前と比較して超重症児等の重症心身障がい児の利用ニーズが高いことに加え、そのニーズに見合う看護師が不足していることから、利用する児の重症度によっては、運用上、1 日最大 3 名までの受入となることがあります。



※定員 5 名

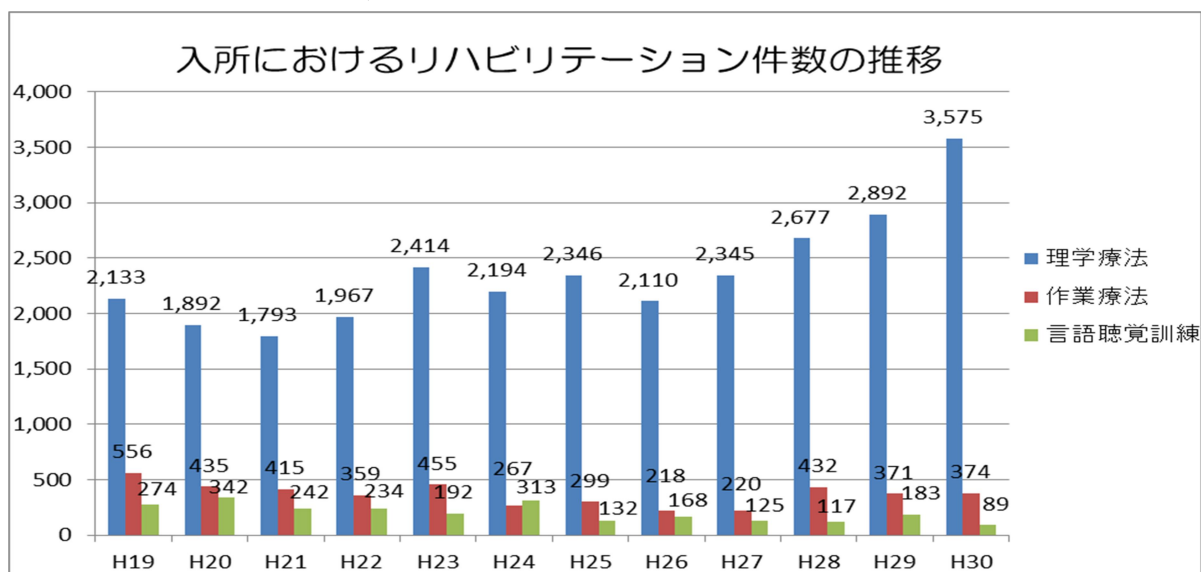
- 日中一時支援における平成 19 年度から平成 30 年度までの間の 1 日あたりの平均利用者数は 1.45 名、利用率 48.0%となっています。



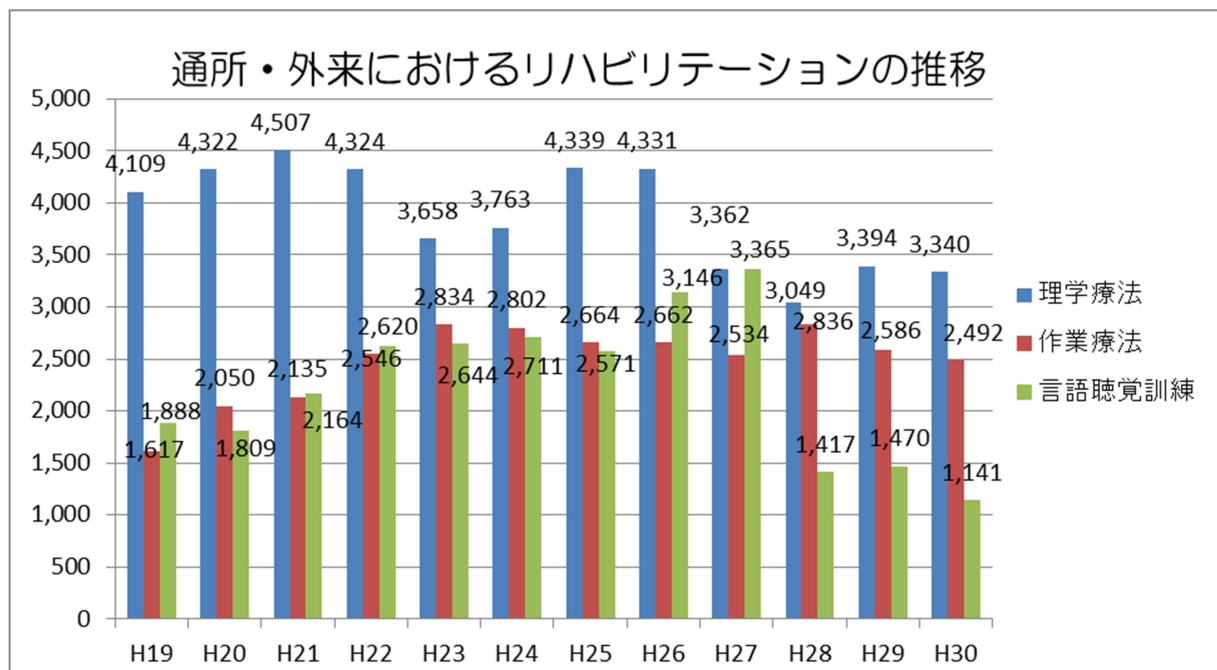
※定員 3 名

(4) リハビリテーションの状況

- 入所におけるリハビリテーションについて、平成 19 年度から平成 30 年度までの間の年間平均件数は、理学療法 2,361 件、作業療法 366 件、言語聴覚訓練 200 件となっています。



- 通所及び外来におけるリハビリテーションについて、平成 19 年度から平成 30 年度までの間の年間平均件数は、理学療法 3,874 件、作業療法 2,479 件、言語聴覚訓練 2,245 件となっています。



第3章 期待される役割

1 療育センターを取り巻く環境

近年の医療の発達を背景として、医療的ケアが必要な超重症児・準超重症児等の重症心身障がい児等の受入ニーズが増加していること、また、岩手医科大学附属病院等のNICUの後方病床としての役割が期待されていること、加えて短期入所の利用ニーズが高いこと等、療育センターは利用者の多様なニーズに的確に対応していくことが求められています。

このため、療育センターにおいては、これらニーズに対応するために必要な医師や看護師等の医療従事者の確保、人材育成等に関する具体的な方策に取り組むことにより、受入体制の充実・強化を図り、岩手県保健医療計画（2018-2023）に定める役割と機能*を果たしていく必要があります。

※保健医療計画（2018-2023）について

<第4節 地域保健医療対策の推進 1 障がい児・者保健より>

超重症児等の受入等に対応するため、入院・入所や外来の受入体制の充実を図るとともに、NICUの利用患者を受け入れる後方病床としての機能を充実するなどにより、高度な医療機能を有する岩手医科大学附属病院と連携した高度小児医療提供体制の構築に取り組みます。

2 療育センターに対するニーズの状況

(1) 入院部門

<ニーズ（実態）>

- 超重症児・準超重症児等の重症心身障がい児について、受入数は増加傾向にあり、受入ニーズが高い状況です。
- 肢体不自由児は、在宅志向の高まりや、各地域等において当該児に関する理解や支援体制の整備が進んでいること等から、利用者（受入ニーズ）が減少しています。
- 短期入所（定員5枠）について、サービス利用希望者が多い状況です。

- 医療の発達を背景として、呼吸管理等の濃厚な医療的ケアが必要な児等の重症心身障がい児の数は今後も増加が見込まれ、家族が在宅で管理するためには、負担やリスクを伴うことから、当面の間は施設入所が中心となることが見込まれます。
- 令和元年9月に岩手医科大学附属病院が療育センターの隣接地に移転したこと等を踏まえ、NICU後の児の受入ニーズはさらに高まることが見込まれます。
- 肢体不自由児は、在宅志向の高まり等から受入ニーズは低調で推移すると見込まれます。
- 短期入所は、家族における介護負担の軽減効果があること等から利用希望者が多く、患者家族や関係団体等から短期入所の充実について要望がある等、利用ニーズは今後も高い水準で推移することが見込まれます。

<対応の方向性>

呼吸管理等の濃厚な医療的ケアが必要な児等の重症心身障がい児の受入ニーズの増加、短期入所の利用ニーズの増加に対応した看護体制の充実を図るため、看護師の増員（確保）及び人材育成に取り組めます。

(2) 外来部門

<ニーズ（実態）>

- 小児科、整形外科及び児童精神科の患者が多く、特に小児科については、発達障害に関する診療を希望する患者が増加傾向にあり診療ニーズが高い状況です。
- 眼科・耳鼻咽喉科・歯科は患者数が増加する等診療ニーズが高い状況です。
- 泌尿器科、神経内科、リハビリテーション科は、患者数は少ないものの、療育センターの診療体制の維持・充実の観点から必要な診療科です。

- 小児科は、予約患者が中心であり、1人あたりに係る診療時間は、患者の症状や特性等から30分～60分程度要することもあり、新規患者の待機が生じている状況です。
- 整形外科では、肢体不自由児や重症心身障がい児に対する補装具の作製やリハビリに必要な診療、児童精神科では主に発達障害に対する診療を実施していますが、児童精神科では小児科と同様に新規患者の待機が生じています。
- 弱視や屈折異常等を診療する眼科、難聴児等を診療する耳鼻咽喉科及び小児歯科診療を行う歯科においては、患者数が増加傾向にある等ニーズが高い状況です。
- 泌尿器科及び神経内科の診療は、主に障がい者支援部の利用者が中心であることから、患者数は他の診療科と比較して少ない状況です。
- リハビリテーション科は専門医の確保が困難な状況があります。

<対応の方向性>

外来診療のニーズに対応していくためには、診療体制の充実が必要であり、特に小児科、リハビリテーション科、整形外科及び児童精神科の医師の確保（増員）に向けた取組を進める必要があります。

また、その他診療科の泌尿器科、神経内科、眼科、耳鼻咽喉科及び歯科についても患者の動向を注視しながら診療体制の維持等を図ります。

(3) リハビリテーション部門

<ニーズ（実態）>

- リハビリテーションについて、患者家族の間では、母子入所等の充実したプログラムや提供体制が整っている他県の施設が選ばれている現状があります。

- 岩手医科大学附属病院を受診する患者家族の間では、母子入所等のリハビリテーションの提供体制が整っている宮城県の拓桃園を希望している実態があり、療育センターにおいても、このようなリハビリテーションのプログラムや提供体制の整備が求められています。

<対応の方向性>

リハビリテーション部門の充実・強化のため、リハビリテーション科医の確保に努めるとともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保に向けた取組を進めるほか、先進施設の視察等を通じて、療育センターにおけるリハビリテーションのプログラムや提供体制の見直し等により、利用者には選ばれるリハビリテーション部門の体制整備を図る必要があります。

第4章 ニーズに対応するための具体的な方策

1 医師の確保

《現状と課題》

- 近年、超重症児・準超重症児等の医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等の受入ニーズが増加しています。
- また、発達障がい児（疑いのある児を含む）等の外来診療ニーズの増加に伴い、小児科及び児童精神科において新規患者の待機期間が生じており、特に小児科にあっては半年から1年半程度の待機期間となっている状況です。
- 現行の療育センターの医師数（診療応援医を除く）は、小児科3名、整形外科1名、児童精神科1名ですが、重症心身障がい児等の受入ニーズ及び発達障がいに関する診療ニーズの増加に対応するため、小児科、リハビリテーション科、整形外科及び児童精神科の医師の確保（増員）が課題となっています。

【具体的な方策】

- 県内の障がい児医療の充実を図るため、岩手医科大学に障がい児者医療に関する寄附講座を設置し、これらに関する調査・研究を通じて、県立療育センターの医師をはじめとした障がい児者医療に携わる医師の確保・育成を図ります。
- また、寄附講座の教員による療育センターへの診療応援により、発達障がい児等の外来診療ニーズに対応し、待機患者の解消を図るほか、リハビリテーションの充実を図ります。

<寄附講座の概要>

- ・ 名称 障がい児者医療学講座
- ・ 設置先 学校法人岩手医科大学医学部
- ・ 講座期間 令和2年4月～令和5年3月（必要に応じて最長3年間の延長を考慮）
- ・ 担当教員 3名（医師）
- ・ 研究（活動）内容
 - ① 障がい児者医療に関する医師、医療・福祉従事者の育成及び確保の推進
 - ② 障がい児者医療に関する学生教育
 - ③ 障がい児者医療に関する調査・研究
 - ④ 障がい児者医療の地域での推進、普及啓発

<具体的な活動内容>

No	具体的な内容	目的・効果
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師に対する発達障がい対応力向上研修の講師 ・ 医師や医療従事者に対する事例検討会や医療的ケア実技講習等の開催 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成、確保
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医学生、歯学生、看護学生、薬学生等への教育 	
③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療育センターへの診療応援 (週1回/人の外来勤務と月4回程度の日当直応援) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児者医療の実態把握、課題の抽出 ・ 早期診断、専門的な医療体制の充実

④	<ul style="list-style-type: none"> 地域における在宅医療の推進 家族支援体制の在り方に関する研究 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児者の支援体制の充実
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 医療・福祉・教育（特別支援）の従事者や患者家族等を含む一般を対象とした市民講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 安心して生活できる環境の整備

- 診療応援や医師の招へい活動の継続により医師の確保に取り組みます。
- 岩手県の奨学金養成医師に対して、療育センターが義務履行対象医療機関であることを周知し、本人の意向を踏まえながら、療育センターへの配置等、奨学金養成医師の活用を図ります。
- 医師の負担軽減のため、看護師や臨床心理士による診察前の問診や医療クラークの効果的な活用を図る等、医師のタスクシフトに関する取組を推進します。

2 看護師の確保

《現状と課題》

- 超重症児・準超重症児等の医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等の受入ニーズが増加しており、今後も高い水準で推移することが見込まれること、また、NICU 後の児の受入機能としての役割を期待される中、看護師数や看護師のスキル不足等の理由から受入が進まない現状があります。
- 短期入所においては、利用希望者が多くニーズが高い水準ですが、医療的ケアが必要な児の利用ニーズが増加しており、利用する児の状態によっては受入数を最大3名とすることがあり、現状の看護体制では定員（5名）どおりの受入が困難な状況にあります。
- このように超重症児・準超重症児等の重症心身障がい児の受入ニーズの増加に加え、短期入所の利用ニーズも高い状況にあることから、これらの利用者ニーズに対応するため看護師の増員（確保）が課題となっています。

【具体的な方策】

- 県内の看護師養成校との連携体制を構築し、小児医療に興味のある学生を対象とした療育センターの施設見学会の企画、業務内容等の説明機会の確保等を図るほか、ホームページへの職員採用ページの新設等、情報発信・PR活動の強化により看護師の増員に取り組みます。
- 看護協会等と連携するほか、県が主催するU・Iターン事業等へ積極的に参加する等、即戦力となる看護師の確保に取り組みます。
- 認定看護師や専門看護師をはじめとした各種研修や資格取得に係る支援体制の充実を図ります。
- 小児看護を目指す学生や看護師の受け皿となるよう、岩手医科大学附属病院と連携し、療育センターの看護師として障がい児療育に従事しながら、一定期間、岩手医科大学附属病院のNICUや小児病棟の業務を経験できる仕組み（職員派遣研修体制）の構築に取り組みます。
- 県立病院や岩手医科大学附属病院等の看護師の処遇を参考として、療育センターの病棟に勤務する看護師の処遇改善（手当の新設等による給与水準の引き上げ）を行い、看護師の増員及び定着を図ります。

3 その他コメディカルの確保

《現状と課題》

- 障がい児者にリハビリテーションを提供する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士について、近年のリハビリテーションにおける需要の高まりから、これら職種の採用が困難となりつつあり、療育センターにおいても欠員が生じている状況です。
- 重症心身障がい児の受入ニーズの増加やNICU後の児の受入の推進により、リハビリテーションを必要とする児の増加が見込まれること、また、難聴児支援の関係団体から療育センターの難聴児支援体制の充実について要望があること等を踏まえ、これらのニーズに対応するために必要な理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の確保が課題です。
- その他のコメディカル職についても、退職や産育休等による欠員も想定されることから、職員の確保に向けた取組が必要です。

【具体的な方策】

- 小児リハビリテーションを目指す学生を増やし、療育センターの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の確保につなげるため、養成校において療育センターの業務内容等の説明を実施する等、職域団体等を通じて養成校との連携を図ります。
- 難聴児の診療体制の充実を図るため、岩手医科大学附属病院に所属する言語聴覚士の業務応援について協議を進めます。
- その他の職種についても、各養成校への施設案内や受験案内の送付、ホームページの充実（各職種の働く様子等を掲載）等、職員の確保に向けた情報発信の取組を強化します。
- 病院の経営や業務管理に精通した事務職員の確保に努める等、事務部門の強化を図ります。

4 職員の人材育成

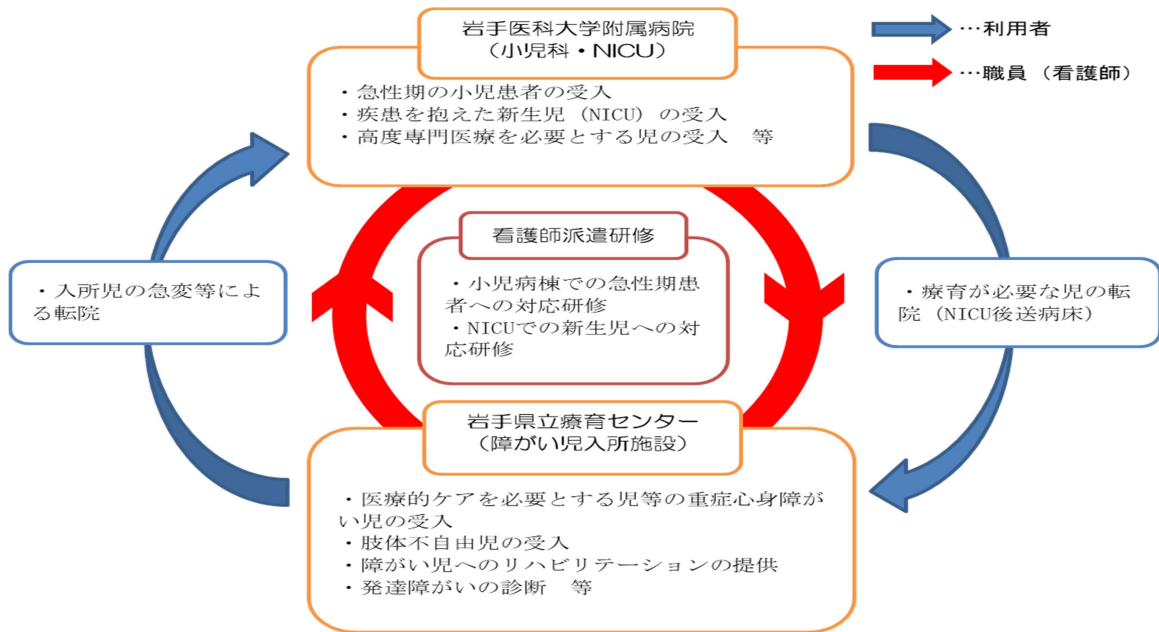
《現状と課題》

- 療育センターにおいては、呼吸管理等の濃厚な医療的ケアに関する看護師の経験や技術の不足により、これらを必要とする超重症児・準超重症児等の重症心身障がい児の受入について、医療安全上の面から受入を制限している現状があります。
- 今後、超重症児・準超重症児等の重症心身障がい児の増加に伴い、医療的ケアを必要とする児への対応も増加することから、これらの児に対応できる看護師を育成する必要があります。

【具体的な方策】

- 岩手医科大学と連携し、NICUや小児病棟への看護師の派遣研修体制を検討・構築し、より実践的な医療的ケアの提供を通じて、療育センターの看護師の知識・技術の向上を図り、呼吸管理等の濃厚な医療的ケアが必要な児への対応力の習得に取り組みます。
- 重症心身障害看護師、各種認定看護師、小児専門看護師等の資格取得に向けた研修への派遣により、専門的な知識・技術を持つ看護師の育成に取り組むとともに、他の看護師へのOJT等を通じて、知識や技術を伝達することにより看護部全体の医療の質の向上を図ります。
- その他コメディカルについては、先進的な取組を行う他施設の視察等により受入体制の充実に向けた取組を進めるほか、職員の研修派遣等による人材育成に取り組むことにより、職員のモチベーションの維持や療育センターが提供する医療の質の向上を図ります。

<参考：岩手医科大学附属病院との連携イメージ>



5 病床機能

- 療育センターの病床は、肢体不自由児 (30床)、重症心身障がい児 (20床)、一般病床 (10床) で運用していますが、超重症児・準超重症児等の医療的ケアを必要とする重症心身障がい児等の受入ニーズの増加に対応するため、病床の機能 (医療ガス設備等) に着目し、柔軟な病床運用により受入ニーズに的確に対応していきます。

病床機能	病床数
医療的ケアを必要とする児に対応 (医療ガス設備有)	35床
上記以外の児に対応	25床
合計	60床

第5章 今後の運営体制

1 職員採用 (増員) 計画

- 当面の受入ニーズに対応するため、医師及び看護師等の増員により受入体制を強化する必要があることから、次のとおり計画的に職員の採用 (増員) に取り組みます。

【採用 (増員) 計画】

職種	R2	配置 (採用) 計画数							R8 目標値
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	増減計	
医師	6	0	0	0	0	0	3	3	8
看護師 (病棟配置)	49 (40)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	4 (4)	0 (0)	24 (24)	73 (64)
計	55 (40)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5 (5)	4 (4)	3 (0)	27 (24)	81 (64)

- 令和元年度の医師数は5名ですが、令和2年度は、奨学金養成医師の配置により、小児科常勤医が1名増員となるため医師は6名体制となる見込みです。ただし、令和3年度から令

和7年度の間においては再び5名体制となる見込みです。

- 令和2年度以降、寄附講座の教員（医師）による診療応援を受けることとしています。
- 寄附講座設置期間終了後、講座教員について療育センターの常勤医としての採用を見込んでおり、設置期間の延長を考慮の上、令和8年度から常勤医3名の増員を想定しています。
- 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士について、当面の間は欠員の解消を最優先として確保に取り組むこととし、今後、リハビリテーション科医の確保等により、更なるニーズの増加が見込まれる場合には、必要に応じてリハビリテーション職員の増員を検討します。
- なお、その他の職員についても、今後の運営状況を注視しながら、適正な職員体制となるよう必要に応じて検討を進めます。

2 職員配置計画

所属	区分	R2配置計画	R3配置計画	R4配置計画	R5配置計画	R6配置計画	R7配置計画	R8配置計画
所長		1	1	1	1	1	1	1
副所長		0	0	0	0	0	0	0
参与		1	1	1	1	1	1	1
小 計		2	2	2	2	2	2	2
事務局	事務局長	1	1	1	1	1	1	1
	事務局次長	1	1	1	1	1	1	1
	事務局員・事務員	7	7	7	7	7	7	7
	運転技士	0	3	3	3	3	3	3
	相談支援員	5	5	5	5	5	5	5
	医療クレーン	5	5	5	5	5	5	5
	医局秘書	2	2	2	2	2	2	2
小 計		21	24	24	24	24	24	24
診療部	診療部長	1	1	1	1	1	1	1
	医師(県配置)	3	2	2	2	2	2	5
	臨床検査技師	2	2	2	2	2	2	2
	診療放射線技師	2	2	2	2	2	2	2
	臨床工学士	1	1	1	1	1	1	1
	薬剤師	2	2	2	2	2	2	2
	理学療法士	7	7	7	7	7	7	7
	作業療法士	4	4	4	4	4	4	4
	言語聴覚士	3	3	3	3	3	3	3
	視能訓練士	1	1	1	1	1	1	1
	臨床心理士	5	5	5	5	5	5	5
栄養士	1	1	1	1	1	1	1	
小 計		32	31	31	31	31	31	34
看護部	看護部長	1	1	1	1	1	1	1
	看護師長	2	2	2	2	2	2	2
	看護師(病棟)	39	44	49	54	59	63	63
	看護師(外来)	6	6	6	6	6	6	6
	准看護師(病棟)	1	1	1	1	1	1	1
	保育士	4	4	4	4	4	4	4
	看護補助者	2	2	2	2	2	2	2
	歯科衛生士	2	2	2	2	2	2	2
	生活支援員	2	2	2	2	2	2	2
	児童指導員	1	1	1	1	1	1	1
小 計		60	65	70	75	80	84	84
育成部	育成部長	1	1	1	1	1	1	1
	児童指導員	8	8	8	8	8	8	8
	保育士	6	6	6	6	6	6	6
	生活支援員(生活指導員)	10	10	10	10	10	10	10
	看護師	6	6	6	6	6	6	6
小 計		31	31	31	31	31	31	31
合 計		146	153	158	163	168	172	175
相談	相談支援部長	1	1	1	1	1	1	1
	発達障がい者支援センター障がい児等療育支援	5	5	5	5	5	5	5
		6	6	6	6	6	6	6
小 計		12	12	12	12	12	12	12
障がい者支援部	障がい者支援部長	1	1	1	1	1	1	1
	生活支援員	6	6	6	6	6	6	6
	看護師	1	1	1	1	1	1	1
	職業支援員	1	1	1	1	1	1	1
	就労支援員	1	1	1	1	1	1	1
	理学療法士	1	1	1	1	1	1	1
小 計		11	11	11	11	11	11	11
総合計		169	176	181	186	191	195	198

3 患者数（利用者数）の見込

(1) 入院（入所）者数

病床（定員60床）	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
肢体不自由児	4.4人	5.0人	5.5人	6.0人	6.5人	7.0人	7.0人
重心・一般	35.0人	35.8人	36.8人	38.3人	39.8人	41.3人	43.0人
うち医的ケア必要	28.0人	28.6人	29.4人	30.6人	31.8人	33.0人	34.4人
うち医的ケア不要	7.0人	7.2人	7.4人	7.7人	8.0人	8.3人	8.6人
計 60人	39.4人	40.8人	42.3人	44.3人	46.3人	48.3人	50.0人
延入院（入所）者数	14,381人	14,904人	15,451人	16,181人	16,911人	17,641人	18,250人
病床利用率	65.7%	68.1%	70.6%	73.9%	77.2%	80.6%	83.3%

※ 入所児1人あたり介助時間を設定し、看護体制上、受入可能な患者数を見込んでいます。

(2) 短期入所者数

病床（定員5床）	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1日あたり利用者数	2.4人	2.5人	3.5人	3.7人	4.0人	4.4人	4.7人
延利用者数	871人	917人	1,281人	1,350人	1,467人	1,586人	1,706人
病床利用率	46.9%	50.3%	70.2%	73.8%	80.3%	86.9%	93.5%

※ 短期入所は土日祝日（以下「休日」という。）に利用希望が集中する傾向があります。

※ 休日において、利用児の重症度に関わらず定員（5名）どおりの受入が可能となるのは令和4年度からを見込んでいます。

※ また、令和7年度には平日及び休日において、利用児の重症度に関わらず常時定員どおりの受入が可能な体制となる見込みです。

(3) 外来部門

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
延外来患者数	21,636人	22,510人	22,510人	22,952人	22,952人	22,952人	31,224人
1日平均患者数	90.1人	93.4人	93.4人	95.6人	95.6人	95.6人	130.1人
小児科	10,074人	8,826人	8,826人	8,826人	8,826人	8,826人	13,714人
整形外科	5,403人	5,835人	5,835人	5,835人	5,835人	5,835人	5,835人
児童精神科	2,740人	3,364人	3,364人	3,676人	3,676人	3,676人	3,676人
泌尿器科	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人
神経内科	160人	160人	160人	160人	160人	160人	160人
眼科	360人	360人	360人	360人	360人	360人	360人
歯科	2,631人	2,631人	2,631人	2,631人	2,631人	2,631人	2,631人
耳鼻咽喉科	248人	378人	378人	508人	508人	508人	508人
リハビリテーション科	0人	936人	936人	936人	936人	936人	4,320人

※ リハビリテーション科は、令和3年度から寄附講座の教員による診療応援を想定し、患者数を見込んでいます。

※ 令和2年度を基準として、患者数が増加している診療科については、診療応援の増加等を見込んでいることによるものです。

4 収支シミュレーション

(単位：千円)

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	増減 R8-R2	増減率 R8/R2
利用者数	入院患者(入所者)延数	14,381	14,904	15,451	16,181	16,911	17,641	18,250	3,869	126.9%
	(病床利用率)	(65.7%)	(68.1%)	(70.6%)	(73.9%)	(77.2%)	(80.6%)	(83.3%)	(17.6%)	(126.8%)
	外来患者延数	21,636	22,510	22,510	22,952	22,952	22,952	31,224	9,588	144.3%
	短期入所利用者延数	871	917	1,281	1,350	1,467	1,586	1,706	835	195.9%
	(病床利用率)	(46.9%)	(50.3%)	(70.2%)	(73.8%)	(80.3%)	(86.9%)	(93.5%)	(46.6%)	(199.4%)
収益	入院診療収入	408,420	426,254	441,899	462,777	483,655	504,533	525,600	117,180	128.7%
	外来診療収入	201,215	213,845	213,845	218,044	218,044	218,044	302,873	101,658	150.5%
	その他医業収入	15,719	15,719	15,719	15,719	15,719	15,719	15,719	0	100.0%
	医業外収入	223,516	236,155	250,476	259,813	270,173	279,467	290,140	66,624	129.8%
	計(a)	848,870	891,973	921,939	956,353	987,591	1,017,763	1,134,332	285,462	133.6%
費用	人件費	888,887	921,126	949,808	983,474	1,015,244	1,040,581	1,053,507	164,620	118.5%
	事業費	265,948	270,467	275,107	282,154	288,158	294,167	321,437	55,489	120.9%
	事務費	262,376	264,455	266,556	268,770	270,925	272,961	274,870	12,494	104.8%
	その他費用	160	161	162	163	164	165	166	6	103.8%
	計(b)	1,417,371	1,456,209	1,491,633	1,534,561	1,574,491	1,607,874	1,649,980	232,609	116.4%
損益(a-b)	△ 568,501	△ 564,236	△ 569,694	△ 578,208	△ 586,900	△ 590,111	△ 515,648	52,853	90.7%	

※ シミュレーションは、平成30年度の運営実績及び令和元年度上半期実績等を参考として試算しています。

※ 看護師の処遇改善について、県立病院の看護師の給与を参考とすることとしていますが、適正な改善額について検討中であり、上記人件費には当該額を考慮していません。